

情 個 審 答 申 第 4 号
令和元年（2019年）9月13日

熊本市交通事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）7月19日付け熊交運発第112号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本市電の停留場への運行管理カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 運行管理カメラが作動している旨を停留場の利用者だけでなく、停留場周辺の歩行者等にも見やすい場所に表示すること。
- (2) 運行管理カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。